

札幌市内の中小企業事業主のみなさまへ

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策

テレワーク導入補助金第3期募集

札幌市は、テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主を支援します！

補助事業概要

対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人事業主・ 常時雇用する従業員が100人以下の法人等 ※ 市内事業所において、6か月以上雇用する従業員が2名以上いること ※ 「令和2年度新型コロナウイルス感染症対策テレワーク等導入補助金」及び令和3年度の標記補助金の交付決定を受けた事業者は対象外
対象の取組	情報通信機器等(ICT)の活用による在宅勤務等の環境整備及び既存環境の拡充(買い替えを除く)
主な要件	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施期間中に、概ね月2日以上テレワークを行うこと。・ 在宅勤務等の実施者は、市内事業所に勤務し、雇用保険に加入する労働者であること。・ 事業実施期間の終了までに、テレワークに関する就業規則又は勤務規程を整備し、労働基準監督署あて届出を行うこと。
受付期間	令和3年12月20日(月)～令和4年1月17日(月):受付予定100件程度 ※ 申請数が受付予定を上回った場合、期間中でも募集を締め切ることがあります。
補助対象となる事業の実施期間	交付決定日～令和4年2月28日(月)
対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所に設置するテレワーク用ネットワーク構築のための機器購入費・ 事業所に設置する在宅勤務等の実施者との会議用機器の購入費・ 就業規則等の改正に係る費用・ 在宅勤務等の実施者が使用する機器の購入費 など
補助率及び補助上限額等	<ul style="list-style-type: none">・ 補助率:3/4・ 補助上限額:60万円(補助対象経費80万円)・ 補助下限額:15万円(補助対象経費20万円) ※ 補助下限額に達しない場合は、全額補助対象外となります。

ご利用の流れや対象事業の要件等については、こちらのページをご確認ください。

(札幌市 HP) <https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/hojyokin.html>



お問い合わせ・受付窓口 平日 9:00～17:00(最終受付 16:30)※年末年始を除く

札幌市テレワーク推進サポートセンター(愛称:テレサポ)

TEL:011-708-3500 E-mail:sapporo.tw@pasona.co.jp

札幌市北区北24条西5丁目札幌サンプラザ4階



02-H03-21-2047
R3-2-1324